

# 玉川大学教育学部教育学科通信教育課程規程

平成 平成29年4月1日 制定 改正 平成31年4月1日 令和4年4月1日

## 第1章 総 則

第1条 この規程は玉川大学学則（以下、「本大学学則」という。）第4条第3項に基づき、玉川大学教育学部教育学科通信教育課程（以下、「本通信教育課程」という。）の以下の内容について定める。

- 第1章 総則
- 第2章 学年、学期及び休業日
- 第3章 修業年限及び教育課程
- 第4章 単位の授与、卒業の要件及び学士
- 第5章 入学、編入学、転入学、転籍、休学、復学、退学、除籍及び再入学
- 第6章 賞罰
- 第7章 授業料、入学金その他
- 第8章 教員組織
- 第9章 委託生、科目等履修生
- 第10章 免許法認定通信教育
- 第11章 学生証、科目等履修生証

2 本規程に定めのないものについては、本大学学則の定めるところによる。

## 第2章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第2条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる前期と、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる後期とする。

2 学期として年間を通じて、適宜、面接授業日、科目試験日を配する。面接授業期間及び科目試験日程は教育学部教授会及び玉川大学部長会（以下「大学部長会」という。）の議を経て学長がこれを定める。

(休業日)

第3条 休業日は本大学学則に準じる。ただし、夏季休業日、冬季休業日、春季休業日は本通信教育課程として別に定める。

## 第3章 修業年限及び教育課程

(修業年限)

第4条 本通信教育課程の修業年限は、4年とする。なお、在学年数は、8年を超えることはできない。

2 編入学生の修業年限は、3年次編入にあっては2年、2年次編入にあっては3年とし、在学年数はそれぞれ6年、7年を超えることはできない。

3 本通信教育課程への再入学に限り、4年次編入学を認める場合がある。4年次編入学生の修業年限は1年、在学年数は2年とする。

(授業科目)

第5条 授業科目は、通信教育ユニバーシティ・スタンダード科目群（玉川教育・FYE科目群、人文科学科目群、社会科学科目群、自然科学科目群、学際科目群、言語表現科目群、教職関連科目群、資格関連科目群）、学科関連科目群に区分し、必修科目及び選択科目に分ける。授業科目名及び単位数は、本大学学則別表第2—①のとおりとする。

(授業科目及び単位数)

第6条 各授業科目の履修方法は、次のとおりとする。なお、細部については学生要覧・玉川通信をもって周知する。

- (1) 通信教育ユニバーシティ・スタンダード科目群（玉川教育・FYE科目群）より、9単位を履修しなければならない。
- (2) 通信教育ユニバーシティ・スタンダード科目群（人文科学科目群、社会科学科目群、自然科学科目群、学際

科目群、言語表現科目群）より、16単位以上を履修しなければならない。

(3) 教職関連科目群、資格関連科目群、学科関連科目群（必修科目群、選択科目群）より、99単位以上を履修しなければならない。

2 教育職員免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許法に基づき、同法第4条に定める免許状の種類に応じて、教育職員免許法施行規則に規定するそれぞれの科目及び単位数を修得しなければならない。

3 本通信教育課程で取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、本大学学則別表第3—①のとおりとする。

4 学校図書館に基づく司書教諭、図書館に基づく司書、社会教育法に基づく社会教育主事又は博物館法に基づく学芸員の資格を得ようとする者はそれぞれの法令に規定する科目及び単位数を修得しなければならない。

第7条 授業科目は、これを4か年に配当する。

(授業の方法等)

第8条 授業は、印刷教材等による授業、面接授業、メディアを利用して行う授業のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

2 印刷教材等による授業は、添削等による指導を併せ行うものとする。

3 メディアを利用して行う授業は、文部科学大臣の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で履修させることができる。

(学修時間及び単位)

第9条 各授業科目の単位数は、教育学部教授会において定めるものとする。

2 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 印刷教材等による授業については、学修指導書を含み、A5判100頁をもって1単位の標準とする。
- (2) 面接授業（講義・演習）については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 面接授業（実験・実習及び実技）については、30時間の授業をもって1単位とする。

3 学生の学修を補助し、教養を高め、本学精神を普及するため、機関誌及び部報等の補助教材を配付する。

4 学生は、教科書の内容について随時質問することができる。質問応答に要する郵税は、学生の負担とする。

5 学生は、授業科目を印刷教材等による授業で学修する時、示された報告課題について、科目ごとに1単位につき1通のレポートを提出し、添削指導を受けなければならない。

6 面接授業は、本大学又は本大学の定めた場所で行う。なお、面接授業の期間及び実施細目については、その都度公示する。

7 前項の授業の一部、又は全部を文部科学大臣の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

8 第8条に定めるもののほか、卒業課題研究の指導のため、本大学及び全国各地において面接指導を行うことがある。

## 第4章 単位の授与、卒業の要件及び学士

(単位の認定)

第10条 授業科目の単位の認定は、試験による。

2 試験の種類は次のとおりとし、その種類に応じて行う。

- (1) 印刷教材等による授業で履修した科目について科目試

験を行う。

- (2) 面接授業及びメディアを利用して行う授業で履修した科目について期末試験を行う。
  - (3) 追試験は、やむを得ない理由により期末試験を受けることのできなかった者のためにのみ追試験期間内に行う。
- 3 試験の実施形態は、対面、もしくはオンライン上で行う遠隔によるものとする。
  - 4 試験の方法は、筆記、口述、レポート又は実技によるものとする。
  - 5 成績の評点は、S (100～90点)、A (89～80点)、B (79～70点)、C (69～60点)、F (59～0点)の5種とし、S、A、B、Cを合格、Fを不合格とする。
  - 6 試験は、本大学の指定した場所、又は自宅等、インターネット環境が整っている任意の場所で行う。
  - 7 印刷教材等による授業を履修し、科目試験を受けることができる者は、第9条第5項に定める報告課題に対するレポートを提出し、受験資格を認められた者でなければならない。

(単位の授与)

- 第11条 第10条の試験に合格した学生には、所定の単位を与える。
- 2 印刷教材等による授業を履修した学生には、前項による試験の他、示された報告課題について、合格した者に授業科目所定の単位を与える。

(他大学における授業科目の履修及び取得単位の認定)

- 第12条 本大学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学とあらかじめ協議の上、当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。
- 2 前項により履修した授業科目の単位は、60単位を超えない範囲で本大学において履修修得した単位として認定することができる。

(短期大学等における修得単位の認定)

- 第13条 本大学が教育上有益であると認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修について、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項により与えることの出来る単位数は、前条第2項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(既修得単位の認定)

- 第14条 学生が本大学入学前に大学又は短期大学において修得した単位(既修得単位)について本大学が教育上有益と認めるときは、本大学において履修修得した単位として認定することができる。ただし、この認定に関連して修業年限の短縮は行わない。
- 2 前項による単位の認定は、第12条による単位認定と合わせて60単位を超えない範囲で行うものとする。
  - 3 前項に定める単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業の要件及び学士)

- 第15条 卒業資格を得るための要件は、次のとおりとする。
- (1) 4年以上在学し、第6条各号に定める単位、合計124単位以上を修得しなければならない。
  - (2) 前号の124単位のうち30単位以上を面接授業で修得しなければならない。
- 2 卒業の決定は、前条の要件を満たした学生に対し、教育学部の教授会の議を経て学長が行う。
  - 3 前項により卒業が決定した者には、玉川大学学位規程に基づき、学士(教育学)の学位を授与し「学位記」を交付する。

## 第5章 入学、編入学、転入学、転籍、休学、復学、退学、除籍及び再入学

(入学の時期)

- 第16条 入学の時期は、学期の初めとする。

(通信教育課程入学選考委員会)

第17条 通信教育課程入学選考委員会(以下「本委員会」という。)は、教育学部長を委員長とし、教育学部副学部長、教育学部教育学科通信教育課程主任、教育学部の教員、入試広報部事務担当をもって構成する。

2 本委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 入学選考の出願・点検に関する事項
- (2) 書類選考に関する事項
- (3) 入学の許可に関する事項
- (4) 編入学の許可に関する事項
- (5) 再入学の許可に関する事項
- (6) 科目等履修生の許可に関する事項

(入学の資格)

第18条 本通信教育課程に入学できる者は、本大学学則第23条による。

- 2 入学は、書類選考による。ただし、本通信教育課程が教育上必要と認めるときは、筆答試験及び面接試験を行うことがある。
- 3 入学の選考は、本委員会の選考を経て許可する。
- 4 入学を許可された者は、正科生と称する。

(入学の志願)

第19条 入学を志願する者は、入学志願書、出身高等学校又は中等教育学校の調査書、その他、入学要項で指定する関係書類に、本大学学則別表第4—①に定める入学選考料を添えて提出しなければならない。ただし、出身高等学校又は中等教育学校の調査書については、該当する入学資格により、入学要項で指定する他の証明書等の提出をもって代えることができる。

(入学のための誓約書)

第20条 入学を許可された者は、本大学所定の様式に従って、保証人と連署の誓約書を提出しなければならない。

第21条 入学を許可された者は、本大学学則別表第4—①に定める学費を納め入学手続をしなければならない。

(保証人)

第22条 保証人は、保護者又は保護者に代わりうるもので、生計を別にした身元確実な成年者とする。

- 2 保証人を変更する場合は、遅滞なく新保証人と連署した所定の保証書を提出しなければならない。

(編入学)

第23条 他の大学等に在学した者で、本大学学則第28条に該当する者が、本通信教育課程に転学を希望する場合、又は大学卒業後本通信教育課程に編入学を希望する場合は、本委員会の選考を経てこれを許可する。この場合の編入学年次は、別途編入学基準により、決定する。

- 2 大学又は短期大学を卒業又は、中途退学し、新たに本通信教育課程の第1年次に入学した学生の既修得単位については、本大学が教育上有益と認めるときは、これを認定することができる。
- 3 前項による単位の認定は、別途認定基準により、決定する。
- 4 本通信教育課程に編入学、転入学を志願する者は、入学志願書、卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込証明書、成績証明書、その他入学要項で指定する関係書類に、本大学学則別表第4—①に定める入学選考料を添えて提出しなければならない。
- 5 本通信教育課程から他の大学等へ編入学又は転入学を志願する学生は、退学願を提出して許可を受けるものとする。

(休学・復学)

第24条 疾病その他やむを得ない理由によって休学を希望する者は、保証人連署の上願い出て、許可を得た上で休学することができる。

- 2 休学期間は1か年単位とし、その期間は在学年数に算入しない。ただし、休学期間は通算して4年を超えることはできない。
- 3 休学中の在籍料として、休学しようとするその年度に定められた授業料、学修料の2分の1相当額等を納めなければならない。



- 4 休学の理由がやんだときは、許可を得て復学することができる。

(退学)

第25条 疾病その他の理由によって退学しようとする者は、保証人連署の上願い出て、許可を得た上で退学することができる。

(除籍)

第26条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- (1) 所定の期日までに学費を納入しない者
- (2) 第4条に定める在学期間を超える者
- (3) 死亡又は行方不明者

第27条 本大学の通学課程の学生で、本通信教育課程に転籍を希望する者については、第23条の規定を準用する。

(転籍・転学)

第28条 本通信教育課程の学生で、本大学の通学課程に転籍を希望する者は、所定の手続を経なければならない。

- 2 他の大学に転学を希望する者は、所定の手続を経なければならない。

(再入学)

第29条 第25条の理由により退学した者及び第26条の定めるところにより除籍された者が再び入学を希望するときは、所定の出願手続を経なければならない。

- 2 前項により再入学を願い出た者は、本委員会の選考を経てこれを許可することができる。
- 3 前項により再入学を許可された者の旧籍での修得単位は、当該年度の認定基準によりその一部又は全部を認めることができるものとし、認定単位数によりそれぞれ2年次編入、3年次編入、4年次編入とすることができる。

(他の学校における在学の禁止)

第30条 本通信教育課程の学生は、同時に学校教育法第1条に定める他の学校に正規の学生として在学することはできない。

(入学等の決定)

第31条 入学、編入学、転入学、転籍、休学、復学、退学、除籍及び再入学の許可並びに承認は教育学部教授会の議を経て、学長がこれを決定する。

## 第6章 賞罰

(表彰)

第32条 学生のうち成績優秀で家計困難な者、又は成績抜群な者には、教育学部の教授会の議を経て授業料の全額又は一部を免除してこれを賞することができる。

(懲戒)

第33条 本規程に違背し、又は学生の本分に反する行為のあった者は、別に定める規程によって懲戒する。懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

- 2 停学は、確定期限を付す有期の停学及び確定期限を付さない無期の停学とする。
- 3 停学の期間が1か月以上にわたるときは、その期間は、第4条の期間に算入し、第15条の卒業の要件として在学すべき期間に算入しない。

(退学処分)

第34条 次の各号の一に該当する者は、教育学部の教授会の議を経て退学に処することができる。

- (1) 品行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反したと認められる者

## 第7章 授業料、入学金その他

(授業料等)

第35条 入学を許可された者は、本大学学則別表第4—①に定める入学金を納めなければならない。なお、編入生は、本大学学則別表第4—①に定める編入料を納めなければならない。

- 2 科目等履修生として学修を許可された者は、本大学学則別表第4—①に定める登録料を納めなければならない。
- 3 正科生の授業料は、本大学学則別表第4—①のとおりとし、

入学のはじめ及び各学年のはじめに納めなければならない。ただし、事情によっては、分納を許可することがある。

- 4 学修料は、本大学学則別表第4—①のとおりとし、当該年度に在学する全学生に適用する。
- 5 科目等履修生の科目等履修料及び学修料は、本大学学則別表第4—①のとおりとし、当該年度に在籍する全科目等履修生に適用する。
- 6 面接授業に要する費用は、別にこれを徴収する。
- 7 既に納めた学費は、原則としてこれを返還しない。
- 8 所定の期日までに、正当な理由がなく、授業料等を納入しない学生は除籍することができる。

## 第8章 教員組織

(教職員)

第36条 教職員の配置については本大学学則第42条に準じる。

第37条 本通信教育課程の学修指導は、本大学の専任教員が担当する。その他必要に応じて講師を依頼することができる。

(教授会)

第38条 本大学教育学部の教授会は、本大学学則第44条により本通信教育課程について所定の権限を行う。

## 第9章 委託生、科目等履修生

(委託生)

第39条 政府又は他の機関から委託された者は、定員にさしつかえがなければ、受講を許可することがある。

(科目等履修生)

第40条 本通信教育課程の授業科目の一部を学修しようとする者があるときは、収容定員に余裕のある場合に限り、科目等履修生として学修を許可することができる。なお、科目等履修生の登録期間は1年とし、継続する場合は2年を限度とする。

- 2 科目等履修生として学修を許可する者は、本大学学則第23条の各号の一に該当する者で本委員会の選考を経た者とする。
- 3 科目等履修生が、履修した授業科目については、その授業科目所定の単位を与えることができる。
- 4 本大学の科目等履修生であった者が、本通信教育課程の正科生に入学した場合、科目等履修生として修得した授業科目及び単位は、本大学で教育上有益と認めるときは、第15条に定める授業科目及び単位数として認定する。
- 5 科目等履修生として在籍した期間は、大学の正規の課程の在学年数に算入しない。

第41条 委託生、科目等履修生には、第15条を適用しない。

(科目等履修生の納付金)

第42条 科目等履修生の科目等履修料は本大学学則別表第4—①に定める。

(委託生の納付金)

第43条 委託生の履修料は別に定める。

第44条 委託生、科目等履修生に関しては、本大学学則を準用する。

## 第10章 免許法認定通信教育

(免許法認定通信教育)

第45条 本通信教育課程は、免許法認定通信教育を開設することができる。

- 2 免許法認定通信教育について必要な事項は別に定める。

## 第11章 学生証、科目等履修生証

(学生証等)

第46条 本通信教育課程の正科生には、学生証を交付する。

- 2 本通信教育課程の科目等履修生には、科目等履修生証を交付する。

第47条 試験、面接授業、面接指導に出席する場合には、学生証又は科目等履修生証を提示しなければならない。

(附則省略)